

河内町規則第 9 号

河内町ふるさと納税応分型事業所設置奨励金交付規則を公布する。

令和 7 年 3 月 1 8 日

河内町長

河内町ふるさと納税応分型事業所設置奨励金交付規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、ふるさと納税に係る返礼品等の提供を行うために、河内町（以下「町」という。）内において、事業所の新設若しくは増設（以下「新設等」という。）等を行う事業者に対して、創業支援及び企業育成に資するための必要な奨励措置を講ずることによる新たな地域資源の創出を図り、町の持続的な経済活性化並びに産業振興を促進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 地場産品 町の魅力向上及びブランド化に資するため、独自に特色を生かして生産、製造、加工若しくは提供（以下「製造等」という。）された商品又はサービス等をいう。

(2) ふるさと納税 地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 3 7 条の 2 及び第 3 1 4 条の 7 の規定に基づき、寄附金税額控除が適用される寄附をいう。

(3) 返礼品 ふるさと納税の寄附金額に応じて、町が独自に寄附者に対して提供する商品又はサービス等をいう。

(4) 新設 町内に事業所を有しない事業者が町内に新たに事業所

を設置すること又は町内に事業所を有する事業者が現に行っている事業と異なる事業の事業所を町内に設置することをいう。

(5) 増設 町内に事業所を有する事業者が事業規模を拡大する目的で、既存の事業所を拡張すること又は現に行っている事業と同一事業の事業所を町内に設置することをいう。

(6) 投下固定資産総額 事業所の新設等に伴い、新たに取得した地方税法第341条第3号に規定する家屋及び同条第4号に規定する償却資産（第8条第1項に規定する承認申請の日から要綱で定める期間前までの間に取得したものであって、直接事業の用に供する部分に限る。以下この号においてこれらを「固定資産」と総称する。）を取得するために要した費用の総額から次に掲げるものを控除した額をいう。

ア 消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）

イ 他の補助金等の交付を受けている場合は、当該補助金の額

ウ 他の企業等からの譲受けにより取得した事業所の固定資産に係る費用

（地場産品創出企業の責務）

第3条 町内で商品又はサービスで製造等を行う事業所（以下「事業所」という。）を有し、町のふるさと納税に係る返礼品等を提供しようとする事業者（以下「地場産品創出企業」という。）は、町との相互協力及び情報共有等を図り、地場産品の創出並びに拡大が重要な責務であることを自覚し、当該事業に取り組まなければならない。

（奨励金）

第4条 町長は、地場産品創出企業に対し、ふるさと納税を活用した企業の立地及び発展等の促進に資する奨励として、予算の範囲内において事業所設置奨励金の交付を行うことができる。

（承認）

第5条 町内に事業所の新設等を行う地場産品創出企業（以下「新規創業者」という。）は、前条に規定する奨励金の交付を受けようとするときは、第8条に規定する奨励措置の適用に関し、返礼品の提供を開始する日（以下「返礼品提供開始日」という。）前までに町長の承認

を得なければならない。

（新規創業者の要件）

第6条 新規創業者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

（１） 事業所において３年以上、地場産品の製造等を行う意思があること。

（２） 事業所の新設等に係る投下固定資産総額が１，０００万円以上であること。

（３） 事業所において製造等された地場産品を、町のふるさと納税等の返礼品として提供すること。

（４） 第５条の承認の日から１年以内に前号に規定する返礼品の提供を開始すること。

（５） その他要綱において定める要件を満たすこと。

（事業所設置奨励金）

第7条 事業所設置奨励金は、新規創業者が地場産品の製造等を行う事業所を設置する場合に交付する。

２ 事業所設置奨励金の額等は、返礼品提供開始日以降における成果応分型とし、１事業者につき次のとおりとする。

（１） 事業所設置奨励金の額は、事業所で製造等された返礼品の発送実績数に応じて町が納入した寄附実績額の１０分の３を乗じて得た額（その額に１，０００円未満の端数が生じた場合は切り捨てた額）とする。

（２） 事業所設置奨励金の交付対象期間は、返礼品提供開始日から起算して３年間とし、投下固定資産総額の９０パーセントまでの額を上限とする。

３ 投下固定資産について、当初の固定資産の取得から新たに固定資産を取得するまでに相当期間が経過している場合、要綱で定める期間を超えた当初の固定資産に係る価額は、交付対象となる投下固定資産総額から除くものとする。ただし、正当な理由等による場合は、この限りでない。

４ 前３項に定めるもののほか、事業所設置奨励金に関する必要な事項

は、要綱で定める。

（奨励措置適用の承認申請）

第8条 新規創業者は、第5条に規定する奨励措置の適用に関する承認を受けようとする場合は、返礼品提供開始日前までに、要綱で定めるところにより町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による承認申請があったときは、速やかにその内容を審査し、承認の可否を決定の上、要綱で定めるところにより当該新規創業者に通知する。

3 町長は、必要があると認めるときは、前項の承認に合わせて必要な条件を付することができる。

4 前3項に定めるもののほか、奨励措置適用の承認申請手続に関し必要な事項は、要綱で定める。

（承認申請の変更及び取消し）

第9条 新規創業者は、前条に規定する承認を受けた後において、同条第1項の申請内容に変更等が生じた場合は、要綱で定めるところにより返礼品提供開始日から6か月以内までに、当該変更等があった旨を町長に届け出なければならない。

2 前項の規定による変更の届出を行う必要がある事項は、要綱で定める。

3 町長は、新規創業者が偽り、不正その他要綱で定める事項に該当するものと認められる場合は、当該承認を取り消すことができる。

4 町長は、第1項の規定による変更の届出があった場合又は前項の規定により承認の取消しをしたときは、要綱で定めるところにより当該新規創業者に通知する。

5 前各項に定めるもののほか、奨励措置適用の変更及び取消手続に関し必要な事項は、要綱で定める。

（返礼品の提供開始）

第10条 承認を受けた新規創業者は、町との必要な調整を図り、返礼品提供事業者の登録に関する手続を行わなければならない。

2 承認を受けた新規創業者は、要綱で定めるところにより返礼品の提供を開始するときは、町長に届け出なければならない。

（奨励金の交付申請、請求等）

第 1 1 条 町は、奨励金の交付条件等を勘案し、要綱で定める期間を交付対象期間としてあらかじめ指定することができる。

2 奨励金の交付を受けようとする地場産品創出企業は、要綱で定めるところにより町長に申請しなければならない。

3 町長は、前項の規定による交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、交付の可否を決定の上、要綱で定めるところにより当該地場産品創出企業に通知する。

4 前項の規定による交付決定を受けた地場産品企業は、要綱で定めるところにより町長に奨励金を請求するものとする。

5 町長は、前項の規定による奨励金の請求があったときは、その内容を確認し、地場産品創出企業に当該奨励金を交付する。

6 前各項に定めるもののほか、奨励金の交付手続に関し必要な事項は、要綱で定める。

（交付決定の取消し及び返還）

第 1 2 条 町長は、地場産品創出企業が第 9 条第 3 項の規定に該当する場合のほか、要綱で定める返礼品提供事業者の参加取消し等に関する事項に該当するものと認められる場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定による交付決定の取消し等を行った場合は、要綱で定めるところにより当該地場産品創出企業に通知する。

3 町長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に奨励金が支払われているときは、要綱で定めるところにより地場産品創出企業に対して当該奨励金の返還を命ずる。

4 前 3 項に定めるもののほか、奨励金の交付決定の取消し及び返還手続に関し必要な事項は、要綱で定める。

（報告及び調査）

第 1 3 条 町長は、本奨励金事業に関して必要があると認めるときは、地場産品創出企業に対して報告を求め、及び現地調査を行うことができる。この場合において、当該地場産品創出企業は、これ応じなければならない。

2 町長は、地場産品創出企業への奨励金の交付等に関して必要があると認めるときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、町が他の目的のために保有する情報を調査に必要な限りにおいて使用することができる。

（委任）

第14条 この規則の施行に関し必要な事項は、要綱で定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。